

ID: 179

担当部署: 都市整備課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	高根沢町ちよつ蔵広場の設置及び管理に関する条例 第12条第1項(指定管理者 条例第7条第2項において読み替える場合に限る。)		
<b>例 規 番 号</b>	平成19年条例第12号		
<b>【基準】</b> 第12条の規定による。 (利用料金) 第12条 利用者は、別表に掲げる利用料金を納付しなければならない。 2 指定管理者は、前項に規定する利用料金を自己の収入とすることができる。			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和7年3月27日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日